

教育・保育給付認定申請書 兼 保育施設入園(転園)申込書

令和9年度

〔認可保育所・認定こども園・その他認可保育施設等〕

江戸川区長 殿 以下の通り申請(申込)します。

※ FAX・メールでの受付はしていません。

申請日 年 月 日

※郵送又は保育施設に提出の場合は、マイナンバーは記載せずに提出してください。

住 所		江戸川区													
① 保護者氏名 ※保護者1は送付書類の宛名となります。		続柄	生年月日	年齢	職業 (例:会社員、無職)	※江戸川区外の住所である場合のみ記入 2026年1月1日の住所地					2027年1月1日の住所地				
1	ふりがな					都道府県	市区町村	都道府県	市区町村						
マイナンバー		携帯電話													
2	ふりがな					都道府県	市区町村	都道府県	市区町村						
マイナンバー		携帯電話													
◎以下のとおり子どものための教育・保育給付に係る認定の申請をします。															
② 認定申請児・同居家族氏名 ※きょうだい、同居祖父母等も記入		続柄	生年月日	クラス 年齢	職業 在籍施設名	認定申請区分 ※申請児のみチェック				第一希望施設名 ※申請児のみ記入					
3	ふりがな	子				☐ 1号(幼稚園等のみ)				※1号認定申請児は内定園を記入 〔保育園〕 〔認定こども園〕 〔幼稚園〕					
マイナンバー						☐ 2号(満3歳以上)									
4	ふりがな	子				☐ 3号(満3歳未満まで)				※1号認定申請児は内定園を記入 〔保育園〕 〔認定こども園〕 〔幼稚園〕					
マイナンバー						☐ 1号(幼稚園等のみ)									
5	ふりがな	子				☐ 2号(満3歳以上)				※1号認定申請児は内定園を記入 〔保育園〕 〔認定こども園〕 〔幼稚園〕					
マイナンバー						☐ 3号(満3歳未満まで)									
6	ふりがな														
マイナンバー															
7	ふりがな														
マイナンバー															
③保育の必要性 ※いずれかにチェック		☐ 有 保護者の就労・疾病等の理由により、保育所等において保育の利用を希望(幼稚園等との併願の場合を含む) ☐ 無 幼稚園等の利用を希望(保育所等と併願の場合を除く)					※「保育所等」とは、認可保育所(区立・私立)、認定こども園(保育園部分)、小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育をいいます。 ※「幼稚園等」とは、一部の私立幼稚園、認定こども園(幼稚園部分)をいいます。 ※「無」の場合は下記④⑤及び裏面は記入不要。								
④利用希望時間 ※いずれかにチェック		☐ 保育標準時間(各施設開所時間の内、11時間まで) ☐ 保育短時間(各施設開所時間の内、8時間まで)					※左記の時間区分は、各施設で受入可能な最大限の時間です。実際にお子さんを預かりする時間(保育時間)とは異なります。また、時間設定は各施設により異なり、その時間外は延長保育扱いとなります。 ※短時間ご希望の方は、標準時間認定可能な申請でも、短時間となります。								
⑤保育の利用を必要とする事由 ※いずれかにチェック		父 の 状 況					母 の 状 況								
		☐ 就労 ☐ 疾病・障害 ☐ 求職活動 ☐ 災害復旧 ☐ 不存在 ☐ 介護・看護 ☐ 就学 ☐ その他()					☐ 就労 ☐ 疾病・障害 ☐ 求職活動 ☐ 妊娠・出産 ☐ 災害復旧 ☐ 不存在 ☐ 介護・看護 ☐ 就学 ☐ その他()								
⑥税情報等の提供、保育料の賦課徴収に関すること及び教育・保育給付認定、利用調整、在園継続等に関する注意事項															
下記注意事項に同意します。		年 月 日 保護者氏名(自署してください)													
(1) 申請日から支給認定証の有効期間が終了(入園後にあっては、かつ卒園)するまで次のことに同意します。 (i) 江戸川区が、子どものための教育・保育給付の認定(以下「認定」という。)及び利用調整に必要な保護者(同一世帯者を含む)の住民基本台帳に基づく情報・住民税賦課情報・外国人在留情報・児童扶養手当受給の有無・生活保護受給の有無・障害者情報等の有無の確認をすること、その他保護者の就労状況等の保育の必要性の確認をすること及びその確認のために必要な情報の調査、取得を行うこと(職権によるマイナンバーの確認、マイナンバーによる自治体間の情報連携を含む)、プッシュ型通知の送付。また、それらの情報の関係機関(特定教育・保育施設等を含む)での共有及びそれらの情報に基づき決定した利用者負担額(保育料)を、特定教育・保育施設等に対して提示すること。 入園後においては、家庭の状況や児童・保護者の状況について、必要に応じて関係機関(特定教育・保育施設等を含む)が情報共有を行うこと。 (ii) 認定、利用調整、在園継続、状況確認及び利用者負担額(保育料)の決定のため、江戸川区より請求された各種必要書類を期限までに提出すること。 なお、情報連携の対象となることにより省略可能な書類についても提出を求めることがあります。そのほか、必要に応じて、別途書類の提出を求めることがあります。 (iii) 認定及び通園要件を継続的に満たしていること。 (2) (1)の(ii)又は(iii)が履行されない場合は、直ちに退園し、又は教育・保育給付認定が取り消されることを承諾します。 (3) 認定及び保育の実施基準に該当しないため、希望する認定が受けられない場合があります。 (4) 4月入園申込時の支給認定証や利用調整結果通知の送付は、申請数の関係で、受付期間の締切日から30日以上期間を要します。 (5) 認定がされても入所希望者が多数の場合は、利用調整の結果希望する施設に入所できない場合があります。また、入所内定となった場合も、面接及び健康診断を受けないときや区や保育施設等関係機関からの連絡に応じないとき(連絡不通を含む)、面接及び健康診断の結果、集団保育が困難と判断されたときは、入所内定が取消しとなることがあります。 (6) 認定に必要な書類は、期限までに必ず提出してください。書類が提出されない場合は、認定申請を却下する場合があります。 (7) 認定後、施設を利用する必要がなくなった場合や、認定内容(家庭状況、勤務状況等)に変更がある場合は区に届出が必要です。 (8) 申請の内容が事実と異なる場合、認定を取り消すことがあります。なお、江戸川区から転出した場合又は支給認定証の有効期間が過ぎた場合も、取り消されたものとみなします。 (9) 江戸川区へ転入あるいは江戸川区外へ転出した際、必要に応じて在籍の情報について自治体間で共有することがあります。															

主管課記入欄

受付	収受番号	登録	書類請求	入園申込	認定	指数	入力	認定確認	指数確認	入力確認	1	2	3
母・父・他											父 就・疾・介・災・求・育・学・他		
											母 就・疾・介・災・求・育・学・妊・他		
											宛 名		
											番 号		
受付園・受付者		認定区分	① 1 2 3 標 短	認定期間	② 1 2 3 標 短	就学前まで/満3歳未満まで/3カ月間		宛 名		番 号			
						就学前まで/満3歳未満まで/3カ月間							
☐ 本人確認済 ☐ マイナンバー確認済 ☐ マイナンバー職権説明済 ☐ 民営化 ☐ 見学依頼済													

